

○流山市国民健康保険条例

平成3年3月29日条例第6号

第1章 本市が行う国民健康保険の事務

(本市が行う国民健康保険の事務)

第1条 本市が行う国民健康保険の事務については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第2章 本市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

(本市の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数)

第2条 本市の国民健康保険事業の運営に関する協議会(次条において「国民健康保険運営協議会」という。)の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 4人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人
- (3) 公益を代表する委員 4人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 1人

(規則への委任)

第2条の2 前条に定めるもののほか、国民健康保険運営協議会に関し必要な事項は、規則で定める。